

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する細則

平成22年4月1日

法人規程第11号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「規程」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別の形態に勤務する必要がある教職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第2条 理事長は、規程第5条第2項本文の定めるところに従い週休日（規程第4条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（規程第6条に規定する勤務日をいう。次項、次条及び第10条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

2 理事長は、規程第5条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

- (1) 週休日が毎4週間につき4日以上となること。
- (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
- (3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

(育児短時間勤務教職員についての適用除外等)

第3条 前条の規定は、育児短時間勤務教職員（規程第3条第2項に規定する教職員をいう。以下同じ。）には適用しない。

(週休日の振替等)

第4条 規程第6条の細則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 理事長は、週休日の振替（規程第6条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を規程第6条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（規程第9条の2第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 理事長は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間において割り振ることをやめて行わなければならない。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第5条 理事長は、規程第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、規程第5条の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定め、又は規程第7条第1項の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 理事長は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第6条 理事長は、規程第9条の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において教職員に勤務することを命ずる場合には、教職員の健康及び福祉を害さないように考慮しなければならない。

2 理事長は、規程第9条の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再雇用短時間勤務教職員(規程第3条第3項に規定する教職員をいう。以下同じ。)に勤務することを命ずる場合には、再雇用短時間勤務教職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第6条の2 規程第9条の2第1項の細則で定める期間は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(平成22年法人規程第6号。以下「給与規程」という。)第23条第5項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 理事長は、規程第9条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(規程第12条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与規程第23条第5項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与規程第23条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。)及び給与規程第23条第2項に規定する時間外勤務手当を支給される勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程(平成22年法人規程第5号。以下「育児休業規程」という。)第23条の規定により読み替えられた給与規程第23条第1項ただし書又は第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与規程第23条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

4 理事長は、規程第9条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の

始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、理事長が、業務の運営並びに教職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 理事長は、教職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 理事長は、規程第9条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした教職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該教職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

(育児短時間勤務教職員に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第7条 規程第9条ただし書の細則で定める場合は、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務教職員に同条に規定する勤務を命じなければ業務の運営に著しい支障を生ずると認められるときとする。

(育児を行う教職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第8条 規程第10条第1項のその他これらに準ずる者として細則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である教職員(児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない教職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

2 規程第10条第1項の深夜(同項に規定する深夜をいう。以下同じ。)において常態として当該子(同項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第21条第1項第18号及び第22条を除き、以下同じ。)を養育することができるものとして細則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

第9条 規程第10条第1項の規定による請求は、深夜における勤務(以下「深夜勤務」という。)の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにした別に定める深夜勤務制限請求書により、深夜勤務制限開始日1月前までに行うものとする。

2 規程第10条第1項の規定による請求があった場合においては、理事長は、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした教職員に対し通知しなければならない。この場合において、当該通知後に、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなったときは、理事長は、当該日の前日までに、当該請求をした教職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 理事長は、規程第10条第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認められるときは、当該請求をした教職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第10条 規程第10条第1項の規定による請求がなされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日

までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした教職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした教職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89条）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、規程第10条第1項に規定する教職員に該当しなくなった場合

2 深夜勤務制限開始日から深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、規程第10条第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求があったものとみなす。

3 前2項の場合において、教職員は、遅滞なく第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の届出に準用する。

第11条 削除

第12条 規程第10条第2項又は第3項の規定による請求は、規程第9条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにした別に定める時間外勤務制限請求書により、時間外勤務制限開始日の前日までに行わなければならない。この場合において、規程第10条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 規程第10条第2項又は第3項の規定による請求があった場合においては、理事長は、同条第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした教職員に対し通知しなければならない。

3 理事長は、規程第10条第2項又は第3項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、同条第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要であると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外制限開始日を変更することができる。

4 理事長は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした教職員に対し通知しなければならない。

5 理事長は、規程第10条第2項又は第3項の請求に係る事由について確認すること必要があると認めるときは、当該請求をした教職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第13条 規程第10条第2項又は第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日

までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求した教職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした教職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした教職員がそれぞれ規程第10条第2項又は第3項に規定する教職員に該当しなくなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して規程第10条第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
- (2) 当該請求に係る子が、小学校就学の始期に達した場合

3 前2項の場合において、教職員は、遅滞なく第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。

4 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。

（介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第14条 第9条、第10条（同条第1項第3号から第5号までを除く。）、第12条（同条第1項後段を除く。）及び前条（同条第1項第3号から第5号まで及び第2項各号を除く。）の規定は、規程第17条第1項の要介護者を介護する教職員について準用する。この場合において、第10条第1項第1号中「子」とあるのは「規程第17条第1項の要介護者（次号並びに第13条第1項第1号及び第2号において「要介護者」という。）」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした教職員の子でなくなった」とあるのは、「要介護者と当該請求をした教職員との親族関係が消滅した」と、第12条第2項中「同条第2項」とあるのは「それぞれ同条第2項に規定する支障の有無」と、同条第3項中「第10条第2項又は第3項」とあるのは「第10条第3項」と、「同条第2項及び第3項」とあるのは「同項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求した教職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした教職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

（代休日の指定）

第15条 規程第12条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（規程第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

2 理事長は、教職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

(年次有給休暇の日数)

第16条 規程第14条第1項第1号の細則で定める日数は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべき者とされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務教職員(育児短時間勤務教職員及び再雇用短時間勤務教職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務教職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務教職員(育児短時間勤務教職員及び再雇用短時間勤務教職員のうち、斉一型短時間勤務教職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に規程第3条第2項及び第3項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務教職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

第17条 規程第14条第1項第2号の細則で定める日数は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、規程第14条第1項第2号に掲げる教職員が育児短時間勤務教職員又は再雇用短時間勤務教職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、理事長が別に定める日数とする。

(1) 当該年度の中途において、新たに教職員となる者(次号に掲げる教職員を除く。)その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(以下この条において「基本日数」という。)

(2) 当該年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等(規程第14条第1項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。)となった者で、引き続き新たに教職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに教職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに教職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

2 規程第14条第1項第3号の細則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫

(2) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人

(3) 前2号掲げる法人のほか、理事長がこれらに準ずる法人であると認めるもの

3 規程第14条第1項第3号の細則で定める教職員は、当該年度の前年度において教職員であった者あって、引き続き当該年度に地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等になり引き続き再び教職員となったものとする。

4 規程第14条第1項第3号の細則で定める日数は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数とする。ただし、規程第14条第1項第3号に掲げる教職員が育児短時間勤務教職員又は再雇用短時間勤務

務教職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、理事長が別に定める日数とする。

(1) 当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇が一の年度において定められていた教職員 20日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、当該年度の4月1日から教職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

(2) 当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇が一の年において定められていた教職員 次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める日数

ア 1月1日から3月31日までの間に教職員となった者 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から当該年の1月1日から教職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

イ 4月1日から3月31日までの間に教職員となった者 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇のうち当該年の3月31日までに使用しなかった日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、当該年の4月1日から教職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

5 第1項第2号に掲げる教職員及び前項の規定の適用を受ける教職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでない者の年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、理事長が別に定める日数とする。

（年次有給休暇の繰越し）

第18条 規程第14条第2項の細則で定める日数は、一の年度における有給休暇の20日（第16条に掲げる教職員にあっては、同条の規定による日数）を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときはこれを切り上げた日数）とする。

（年次有給休暇の単位）

第19条 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる教職員以外の教職員 8時間

(2) 育児短時間勤務教職員 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態に応じ、次に定める時間数

ア 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項において同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき10分の1勤務時間（当該教職員の1週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に10分の1を乗じて得た時間に端数処理（5分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。以下この項において同じ。）

勤務する形態 4時間

イ 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき8分の1勤務時間

(週間勤務時間に8分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。以下この項において同じ。) 勤務する形態 5時間

ウ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうち2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき5分の1勤務時間(週間勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。以下この項において同じ。)勤務する形態又は週休日以外の日のうち、2日については1日につき5分の1勤務時間、1日については1日につき10分の1勤務時間勤務する形態 8時間

(3) 斉一型短時間勤務教職員(前号に掲げる教職員のうち、斉一型短時間勤務教職員を除く。)

勤務日ごとの勤務時間の時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(4) 不斉一型短時間勤務教職員(第2号に掲げる教職員のうち、不斉一型短時間勤務教職員を除く。) 8時間

(病気休暇)

第20条 病気休暇の期間は、次の各号に掲げる負傷又は疾病の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる負傷又は疾病以外の負傷又は疾病 90日(理事長が定める疾病にあつては180日)の範囲内の期間

(2) 結核性疾患(次号に掲げるものである場合を除く。) 1年の範囲内の期間

(3) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病 必要と認められる期間

2 病気休暇の単位は1日とする。

3 病気休暇の日数が期間をもって定められた場合は、当該期間に、週休日、規程第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を含むものとする。

(特別休暇)

第21条 規程第16条の細則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1) 教職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 教職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(3) 教職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(4) 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において5日の範囲内の期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域にお

ける生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって理事長が定めるものにおける活動

ウ 身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

エ その他国、地方公共団体又は公共的団体等が行う地域における活動で、特に理事長が社会に貢献すると認めるもの

- (5) 教職員が結婚する場合（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情の関係を有することとなる場合その他これに準ずる関係として理事長が定める関係を有することとなる場合を含む。）で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 挙式又は婚姻届出の日の7日前の日から挙式又は婚姻届出の日後1月を経過するまでの期間内における連続する7日を超えない範囲内で必要があると認める期間
- (5)の2 教職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の理事長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間
- (6) 妊娠中又は出産後1年以内の女子教職員が受ける母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を妊娠6月（1月は28日として計算する。以下この号において同じ。）までは、4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分べんまでは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）の範囲内で受ける場合 1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要があると認める期間
- (7) 妊娠中の女子教職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶ場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要があると認める期間
- (8) 妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合 10日を超えない範囲内で必要があると認める期間
- (9) 8週間（多胎妊娠にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子教職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (10) 女子教職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子教職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。）
- (11) 生後1年9月に達しない子を育てる教職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ45分以内の期間（男子教職員にあつては、その子の当該教職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、

同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該教職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67号の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ45分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

- (12) 生理日における就業が著しく困難である女子教職員が申し出た場合 2日以内の範囲内で必要と認められる期間
- (13) 教職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として理事長が定める者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 教職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後4週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間
- (14) 教職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する教職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (15) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として理事長が定める者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)、配偶者の父母その他理事長が定める者の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったこれらの者の世話、中学校就学の始期に達するまでの子の疾病の予防を図るために必要なものとして理事長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして理事長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち理事長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
- (16) 規程第17条第1項の要介護者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の理事長が定める世話をを行う教職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
- (17) 教職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、教職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
- (18) 教職員が父母、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として理事長が定める者を含む。以下この号において同じ。)、配偶者の父母及び子の追悼のための特別な行事(父母、配偶者、配偶者の父母及び子の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
- (19) 教職員の保健及び元気回復のため勤務しないことが相当であると認められる場合6日を

超えない範囲内で必要があると認められる期間

(20) 地震、水害、火災その他の災害により教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、教職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

(21) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(22) 地震、水害、火災その他の災害時において、教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(23) その他前各号に準ずると認められる場合 そのつど必要があると認められる期間

2 特別休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。

3 1日を単位とする第1項第5号の2、第8号及び第13号から第16号までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位として使用した第1項第5号の2、第8号及び第13号から第16号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる教職員以外の教職員 8時間

(2) 斉一型短時間勤務教職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(3) 不斉一型短時間勤務教職員 8時間

(介護休業)

第22条 規程第17条第1項の細則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、教職員と同居しているものに限る。）であつて教職員と同居しているものとする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 教職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び教職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で理事長が定めるもの

2 規程第17条第1項の細則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 規程第17条第1項に規定する教職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、理事長に対し行わなければならない。

4 理事長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 教職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を理事長に対し申し出なければならない。

6 理事長は、教職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末

日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、理事長は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第25条ただし書の規定により介護休業を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休業を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。
第22条の2 介護休業の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休業は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休業と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第22条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業規程第25条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（病気休暇及び特別休暇の承認）

第23条 規程第18条の細則で定める特別休暇は、第21条第1項第9号及び第10号の休暇とする。

第24条 理事長は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第26条第2項において同じ。）の請求について、規程第15条に定める場合又は第21条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りではない。

（介護休業及び介護時間の承認）

第25条 理事長は、介護休業又は介護時間の請求については、規程第17条第1項又は規程第17条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）

第26条 年次有給休暇を請求しようとする教職員は、あらかじめ理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その理由を付して事後において届け出るものとする。

2 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする教職員は、あらかじめ理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その理由を付して事後において承認を求めることができる。

3 第21条第1項第9号の申出は、あらかじめ理事長に対し行わなければならない。

4 第21条第1項第10号に掲げる場合に該当することとなった女子教職員は、その旨を速やかに

届け出るものとする。

(介護休業及び介護時間の請求)

第27条 介護休業又は介護時間の承認を受けようとする教職員は、あらかじめ理事長に請求しなければならない。

- 2 前項の介護休業の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休業の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他理事長が定める場合には、理事長が定める期間)について一括して請求しなければならない。

(休暇等の承認の決定等)

第28条 第26条第2項又は前条第1項の請求があった場合において、理事長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った教職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の規定により介護休業の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

- 2 理事長は、病気休暇、特別休暇、介護休業又は介護時間について、その理由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(雑則)

第29条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、平成28年12月27日から施行する。

(平成28年改正規程附則第2条の規定による指定期間の指定)

第2条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成28年12月27日改正。以下この条において「平成28年改正規程」という。)附則第2条に規定する教職員の申出は、規程第17条第1項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を明らかにして、理事長に対し行わなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成28年改正規程附則第2条に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 3 平成28年改正規程附則第2条に規定する教職員(以下「教職員」という。)は、第1項の申出

に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を理事長に対し申し出なければならない。

- 4 理事長は、教職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 第2項又は前項の規定にかかわらず、理事長は、それぞれ、平成29年1月1日から第1項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第25条ただし書の規定により介護休業を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休業を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

第3条 前条第1項の指定期間の指定の申出は、この細則の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第17条関係)

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第2(第21条関係)

親族	日数
配偶者	8日
父母	7日
子	7日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじやおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじやおばの配偶者	1日

備考 この表において配偶者には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として理事長が定める者を含む。